

2017年8月21日～9月15日

「消費者庁(消費者制度課)より意見募集のあった「消費者契約法の見直しに関する意見」について、消費者市民ネットとうほくとして9月15日に以下の意見を提出しました。

【意見の対象】

「その他」(法第4条第3項関係)

【意見の内容】

合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる、いわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における取消権を認める規定を導入すべきです。

【意見の理由】

近年、高齢者の消費者被害が深刻化しており、また、成年年齢引き下げに伴い、若年成年の消費者被害の増加が予想されます。

高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約を締結させる、いわゆる「つけ込み型」勧誘が行われた場合における消費者の取消権を設けることは、高齢化社会への対応という観点からも、成年年齢引き下げに伴う若年者保護という観点からも是非とも必要です。

内閣府消費者委員会成年年齢引き下げ対応ワーキンググループは平成29年1月10日付報告書において、若年成年の消費者保護対策として合理的判断力の不足に乗じて締結させた契約の取消権等の導入が必要と提言しているのであり、「つけ込み型」勧誘に対する取消権が規定されないままでは、成年年齢引き下げにより懸念される。

若年者の被害防止のための法整備として極めて不十分です。この点は平成29年8月8日付消費者委員会の答申中の「付言」においても「喫緊の課題」とされているのであり、今回の改正において実現されるべきです。